

## 役員等報酬規程

社会福祉法人 慈 光 会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選定委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等報酬

(2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

ただし、役員等に対する賞与、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表1、別表2及び別表3に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。（その日が休日に当たるときは、職員給与規程第9条に準じた日）

2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3. 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4. 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規則は昭和59年4月1日から施行する。

昭和60年 4月 1日一部改正

平成12年 4月 1日一部改正

平成14年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額(源泉所得税控除後)
理事長	月額 100,000円
常務理事	月額 80,000円
理事	月額 50,000円

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員・理事	会議の都度(源泉所得税控除後)
評議員・理事会への出席	20,000円
(2)監事	会議の都度(源泉所得税控除後)
監事会への出席	20,000円
監査業務の実施及び講評等への出席	20,000円

別表3(評議員選定委員の報酬)

(1)評議員選定委員	会議の都度(源泉所得税控除後)
評議員選定委員会への出席	20,000円